

掛川市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項第3号の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月22日

掛川市長 久保田 崇

1 道路の占用を制限する区域

別紙のとおり

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（次のいずれかに該当する場合を除く。）

(1) 占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱を更新し、又は移設する場合

(2) 電柱を地上に設けなければならないやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合

3 占用を制限する理由

当該道路を災害時における被害の拡大防止に必要となる緊急輸送路として確保するため

4 占用の制限の開始の期日

令和5年4月1日